

和泉市水道料金、下水道使用料の福祉減免制度の対応について

1. 福祉減免制度の概要

- ・福祉減免制度は（水道）平成元年7月、（下水道）平成2年4月施行
平成22年4月から区域外福祉助成制度施行
- ・対象世帯はひとり親世帯、高齢者世帯、重度障がい者世帯
世帯すべての方の前年度にかかる市民税が非課税又は均等割の世帯
- ・減免・助成額は水道料金の基本料金（550円/月）、下水道使用料の基本
料金（572円/月）及び1か月あたりの汚水量が10m³までの従量料金（～
最大1,188円/月）
- ・福祉減免・助成総額（R3）は（水道）2,297万円、3,549世帯、（下水道）
3,914万円、3,065世帯

2. 検討

今後の人口減少に伴う給水収益の減や水道管路等の更新の増大による費用増により、また、受益者負担の公平性の観点から、時機を見て減免制度を見直す方針。

大阪広域水道企業団との水道事業の統合において、水道料金における福祉減免制度を引き継がないことからこのタイミングで検討が必要。

下水道使用料の福祉減免は水道料金と同時に対応していることから、下水道使用料の福祉減免についても今回の見直しに合わせ、同対応とする。

3. 見直しの対応

対応方法について検証した結果、長年の施策実施による対象者への影響、周知の面から「令和6年度から3年間の経過措置を行い、令和8年度をもって廃止」する。

一般会計から大阪広域水道企業団（和泉水道センターの会計）へ事務委託する。

下水道使用料の福祉減免については、現状通り、公共下水道事業の負担とし、水道の福祉減免制度廃止と同時に廃止する。